

I この様式について

- (1) この様式は「返還誓約書」の提出にあたり、印字された事項を訂正(変更)する場合にのみ使用します。次の場合には使用できませんのでご注意ください。
- ① 「返還誓約書」の**署名・押印のみ**の訂正
⇒この様式の提出は必要ありません。
 - ② 「返還誓約書」の**奨学生本人の氏名・性別・生年月日**の訂正
⇒別途手続きが必要です。学校窓口申し出てください。
他の訂正のためにこの用紙を使用する場合、本人記入欄は訂正後の正しい内容を記入してください。
 - ③ 「返還誓約書」提出後の住所や人物の変更の届出
⇒学校窓口申し出てください。
- (2) この様式の記入に、字を消すことができる筆記具(鉛筆、消せるボールペン等)は使用できません。
記入を誤った場合は、原則訂正せず、新たな用紙で再作成してください。

II 訂正方法の取り扱い

「返還誓約書」上での主な訂正方法は以下のとおりです。
不明な点がありましたら、学校窓口までお問い合わせください。

訂正(変更)内容	訂正方法
連帯保証人・保証人等の人物変更	「返還誓約書」の印字を二重線で訂正(要訂正印)し、署名押印欄に新たな人物が署名押印。この様式の本人欄及び変更する人物の欄を全て記入。
連帯保証人・保証人等の氏名訂正(変更)	「返還誓約書」の印字を二重線で訂正(要訂正印)し、当該人物の署名押印欄に正しい(訂正後の)氏名で署名押印。この様式の本人欄及び氏名訂正した人物の欄を全て記入。
印字されていない人物・項目の追加	「返還誓約書」の印字されていない部分に当該人物が直接記入し、署名押印。この様式の本人欄及び印字されていない部分があった人物の欄を全て記入。
上記以外の項目の訂正(変更)	返還誓約書の印字を訂正の上、この様式の本人欄及び訂正があった人物の欄を全て記入(本人の氏名、7桁、生年月日の訂正は別途手続きが必要)。

※「続柄」欄には奨学生本人から見た具体的な続柄を記入し、次のコード表の対応する数字(3桁)を

--	--	--

 に記入してください。

続柄	コード
父	111
母	211
兄弟	321
姉妹	323
祖父	421
祖母	423
おじ	431
おば	433

続柄	コード
甥	435
姪	437
いとこ	441
子	411
その他(4親等以内)	443
その他(知人等)※	491

続柄	コード
兄弟(未成年後見人)	322
姉妹(未成年後見人)	324
祖父(未成年後見人)	422
祖母(未成年後見人)	424
おじ(未成年後見人)	432
おば(未成年後見人)	434

続柄	コード
その他(4親等以内・未成年後見人)	444
その他(知人等・未成年後見人)	492

※義父母・離婚した父母等を保証人に選任する場合は「その他(知人等)」の取扱いとなりますので、「義父」「離婚した父」等と記入したうえで、コード「491」と記入してください。

III 連帯保証人・保証人の選任条件

- (1) 連帯保証人…次の条件すべてに該当する必要があります。
- ①奨学生本人が未成年者の場合は、その親権者(親権者がいない場合は未成年後見人)であること。
 - ②奨学生本人が成年者の場合は、その父母。父母がいない等の場合は、奨学生本人のおじおば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。
 - ③未成年者及び学生でないこと。
 - ④奨学生本人の配偶者(婚約者を含む)でないこと。
 - ⑤債務整理中(破産等)でないこと。
 - ⑥貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に奨学生本人が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。
- (2) 保証人…次の条件すべてに該当する必要があります。
- ①奨学生本人及び連帯保証人と別生計であること。
 - ②奨学生本人の父母を除く、おじおば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。
 - ③返還誓約書の誓約日(奨学金の申込日)時点で65歳未満であること。
また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で65歳未満であること。
 - ④未成年者及び学生でないこと。
 - ⑤奨学生本人または連帯保証人の配偶者(婚約者を含む)でないこと。
 - ⑥債務整理中(破産等)でないこと。
 - ⑦貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に奨学生本人が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。
- ※連帯保証人の②、保証人の②③については、貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる者に代えることができます。要件等は『奨学生のしおり』9頁を参照してください。